**令和７年度　知っておきたい民法の知識実務講習会　受講申込書**

１　受講申込講習会

令和７年６月６日（金）　１０時～１６時４５分　オンライン開催

　〇参加方法（どちらかに☑）　　□ ZOOMによる配信　　□ YouTubeによる配信

２　受講者氏名・事務連絡担当者氏名等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 都道府県 | 市区町村 | 所属部課 | 職　　名 | 氏　　名 | 連絡先(TEL・E-mail) |
|  |  |  |  |  | TEL:  E-mail: |
|  |  |  |  |  | TEL:  E-mail: |
|  |  |  |  |  | TEL:  E-mail: |
| **【事務連絡担当者氏名・所属・電話番号】**  団体名　　　　　　　　所属　　　　　　　　職名　　　　　　　　　氏名  住所　　〒  TEL | | | | | |
| **【受講料の支払い方法】**  請求書を郵送いたしますので、受講後お振込みください。  　　　◆請求相手方：  （例：○○市長　△△　△△）    　　◆請求日（次のいずれかに○を付してください）　・特に希望なし  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・令和　　年　　月　　日希望    ※記載のない場合、請求相手方は団体名、請求日は当機構からの請求書の発送日で請求書を発行いたします。 | | | | | |

**□申込期限**　　令和７年５月３０日（金）

（申込期限後においても受講申込みをお受けできる場合がありますので、お問い合わせください。）

**□申込先**　　　一般財団法人　地方自治研究機構　研修部

〒104-0061　東京都中央区銀座７丁目14番16号

　 　TEL　03-5148-0662　E-mail:koshu@rilg.or.jp

**知っておきたい民法の知識（地方自治研究機構，令和7年6月6日実施）質問票**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自治体名 |  | 課名 |  | | 氏名 |  |
| 電話番号 |  | | E-mail |  | | |
| 質問名 |  | | | | | |
| ＊　研修の１週間前に回答を送りますので，締切は令和7年5月14日（水）にさせていただきます（締切後は研修実施後の回答になります。）。ご質問を写して回答しますので，必ずワードでご記入ください。  　質問内容が不明の場合，お問い合わせしますので，課名，氏名，電話番号は必ずご記入ください。  質問内容 | | | | | | |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|

**質問票（例）**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自治体 |  | | 課名 | ○○課 | | 氏名 |  |
| 電話番号 | |  | | E-mail |  | | |
| 題名 | | 公債権，私債権の区分による法律の適用についてほか | | | | | |
| 例１　発生原因で公債権，私債権を区分し，時効，延滞金など法律の適用を判断してよいでしょうか。返還金は民法の不当利得が適用されると聞きましたが，取消しによる返還金の時効は自治法が適用されるのでしょうか。  例２　地方税の還付で金額を誤り，差額につき返還を求めますが，民法の不当利得になると聞きましたが，地方税の返還とどのように違うのでしょうか。  例３　相殺と充当の違いを教えてください。また，民法の第三者弁済と地方税の第三者納付はどのような違いがありますか。  例４　地方税は未納があれば先に本税に充てることができますが，他の債権は地方税を準用できますか。  例５　公営住宅は民間賃貸借と同様の要件で明渡しできるでしょうか。明渡しは契約解除と同じでしょうか。  例６　学校給食費の未納につき，給食を提供しない，契約解除をするといった措置ができるでしょうか。  例７　水道料金の未納につき転居を繰り返している者は，新たな給水契約の申込みに対し拒否できるのでしょうか。  例８　日常家事債務は夫婦の連帯債務とされますが，夫婦のどちらかが時効を援用した場合は全てに効力が及ぶのでしょうか。  例９　保証人に資力がないことが判明しました，保証人を代えることはできますか。また，保証人から新たな保証人に変更を求めた場合は認めて差し支えありませんか。  例10　年末に相続人全員が相続放棄を申し立てましたが，家庭裁判所で受理されたのは年始になってからであることが分かりました。次年度の固定資産税は相続人に賦課できるのでしょうか。 | | | | | | | |
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|
|

(注)

１　ご質問がある場合は、5月14日（水）までに、本様式によりメールで送付してください。

なお、締切後の回答は、研修後になります。（メール送付先：koshu@rilg.or.jp）

２　質問内容の確認のための問い合わせ先（課名・氏名・電話番号）は、必ずご記入ください。

３　全てワードでご記入ください。